大和平野中央田園都市構想推進協議会 設立会議

令和5年3月20日(月)

書 面 開 催

決議事項

- ○第1号議案
 - 大和平野中央田園都市構想推進協議会会則(案)
- ○第2号議案
 - 大和平野中央田園都市構想推進協議会監事(案)

大和平野中央田園都市構想推進協議会会則(案)

(名 称)

第1条 本会は大和平野中央田園都市構想推進協議会(以下「協議会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、県勢発展の原動力となりうるインフラ整備の波が大和平野中央周辺に押し寄せていることを踏まえ、磯城郡3町での拠点づくりをきっかけに、大和平野中央部において「全ての人が幸せを感じられるまちづくり」を目指す大和平野中央田園都市構想(以下「構想」という。)について、官民連携による取組を強化し、推進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 構想に基づく施策の実施に関すること。
 - (2) 構想に係る情報の共有・発信に関すること。
 - (3) 構想に基づく拠点整備と周辺のまちづくりの検討に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業。

(構 成)

- 第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
- (1) 奈良県、川西町、三宅町及び田原本町を代表する者
- (2) その他会長が必要と認める者
- 3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役 員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 監事 1名

(役員の選任)

- 第6条 協議会の会長は、奈良県知事をもって充てる。
- 2 監事は、会議の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故があると き又は欠いたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 2 監事は、協議会の財務を監査する。

(任期)

- 第8条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから 協議会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時における それぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したも のとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補 充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の会議において 報告する。

(会 議)

- 第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることが できる。
- 3 会議の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1)会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他重要な事項に関すること
- 5 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 会議の議事は、出席した会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 7 会議に出席することができない会長及び委員は、代理人によって議決権を行使 し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、その者は、出席 したものとみなす。
- 8 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 会長が緊急を要すると認めた場合に限り、持ち回りにより会長及び委員の過半

数の同意によって議決することができる。

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は会議の権限に属する事項で 軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の会議に報告し、承認 を求めなければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を奈良県に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第13条 協議会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委 任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

(解 散)

- 第16条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の議決を経て解 散するものとする。
- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

附則

この会則は、協議会設立の日(令和5年月 日)から施行する。

設立会議 第2号議案

大和平野中央田園都市構想推進協議会監事(案)

【監事】1名

| 団体名及び役職 | 氏名 |
|---------|-----|
| 田原本町 町長 | 森章浩 |